



令和6年10月号

この号の内容

ページ 1～2

救急車の適正利用について

ページ 3

火災に要注意

ページ 4

消防訓練について

ページ 5

火煙発生への届け出について

ページ 6

災害訓練の紹介



岩沼消防署だより

【広報誌】

救急車の適正利用に、ご協力をお願いします！

近年、救急車の出動件数は、**増加**しています。

救急車は、事故などによる大ケガや急病などで、**緊急に病院で診察が必要な人**のためのものです。

あぶくま消防本部では5台の救急車が稼働していますが、緊急性の低い病気やケガなどでの救急車の利用が増えると、一分一秒を争う事案で到着時間が遅れたり、搬送先が決まるまでの時間が遅れたりして、救えるはずの命が救えなくなる可能性があります。

尊い命を救うために、皆様のご協力をよろしくお願いします。

○こんな時は迷わず 119 番！

- ・意識がない
- ・胸が激しく痛む
- ・突然の激しい頭痛
- ・交通事故(強い衝撃を受けた)

○救急車の誤った利用例

- ・今日は入院日だから
- ・自家用車が無いから
- ・救急車で病院に行ったら早く診てもらえるから
- ・自分で病院を探すのが面倒だから
- ・タクシーはお金がかかるから

救急車が必要か迷った場合には？

- ・ **#7119** (おとな救急電話相談)

医師や看護師等が電話口で傷病者の状況を聞き取り、「緊急性のある症状なのか」、「すぐに病院を受診する必要があるか」等を助言します。

開設時間：平日 午後 7 時から翌日 8 時まで

土曜 午後 2 時から翌日 8 時まで

日・祝日・年末年始 24 時間

- ・ **#8000** (こども夜間安心コール)

対象：概ね 15 歳未満の子供の保護者など

開設時間：毎日 午後 7 時から翌日 8 時まで

救急車の適正利用に
ついて





令和6年9月8日、ヨークベニマル岩沼西店にて、救急車適正利用の街頭広報を実施しました。

来店された方に、チラシとポケットティッシュを配布し、救急車の適正利用を呼びかけました。



救急車の適正利用 啓蒙活動

！火災に要注意！

秋から冬は、空気が乾燥し、火災が発生しやすくなります。



火災を未然に防ぐには…！

【電気配線の使用状況】

コードを束ねたまま使用しない。
プラグが曲がっているものを無理やりコンセントに差さない。



【たばこの不始末】

必ず水の入れた灰皿で処理をする。
灰皿の清掃は定期的に行う。
くわえたばこで作業しない。
屋外に投げ捨てたりしない。



【コンロの使用環境】

調理場を離れる場合は、必ず火を消す。
コンロは壁面から適度な距離をとって配置する。
周りに燃えるような物を置かない。



【正しいごみの分別】

リチウムイオン電池やモバイルバッテリーは有害・危険ごみへ。
圧力や強い衝撃で発火する危険があります。ごみ収集車や焼却施設の火災に繋がる原因になります。



【家電製品の取扱い】

必ず、取扱説明書のとおり使用する。
使用中、動きが悪かったり、異臭がした場合はすぐに中止する。



【自家用車の不具合】

警告灯が点灯、異変を感じた場合は必ずディーラーか整備工場へ点検を出すこと！
車両火災に繋がる恐れがあります。



火災に要注意

火災を想定した図上訓練



岩沼消防署では、老人福祉施設にて火災を想定した図上訓練を行いました。

図上訓練とは建物の用途や構造、設置されている消防用設備の種類や場所、使用方法を理解し、有事の際に最善の行動をとれるようになるための訓練です。

この訓練を通じて実災害における消防計画の問題点を洗い出せるのが特徴です。

いざという時のために消防計画を再度見直しましょう！

消防訓練について

火煙を発する行為は

消防署に届出が必要です。

野外での焼却行為（野焼き）は原則禁止されていますが、下記の事項に該当する場合は消防署へ届出をしてください。（電話連絡のみで届出受付可能）

- 1 産業廃棄物処理に従って行う廃棄物の焼却
- 2 他の法令又はこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
 - （1）家畜伝染病予防法に基づく焼却等
 - （2）森林病虫害等防除法による駆除命令に基づく焼却等
- 3 社会の慣習上やむを得ない焼却で、周辺地域の生活環境に与える影響が軽微なもの
（※廃ビニールなど、生活環境の保全上支障となることが想定される焼却は例外に含まれるものではありません。）

焼却行為を行う場合、行為中はその場を離れない、夜間は実施しない、強風時は実施しない等、火災予防に努めてください。

違反した場合には、5年以下の懲役、1,000万円以下（法人は3億円以下）の罰金が科せられる場合があります。



火煙発生の 届出について

連絡先

岩沼消防署	0223-22-5172
亘理消防署	0223-34-1155
亘理消防署山元分署	0223-37-1185

岩沼消防署では様々な災害に備え訓練や隊員指導を行っています。



放水訓練



水難救助訓練



ボート操縦訓練



オイルフェンス訓練



消防学校入校中の学生への
火災救助訓練の指導の様子

お問合せは岩沼消防署まで

Tel 0223-22-5172
Fax 0223-22-5547

災害訓練の紹介